

1 面

## 譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成\_\_年分】

名簿番号 \_\_\_\_\_

提出 \_\_ 枚のうちの \_\_

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	( _____ )	フリガナ 氏名	_____
電話番号 (連絡先)	_____	職業	_____

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話 \_\_\_\_\_)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合  
…… 1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
  - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合  
…… 1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物  
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成17年分以降用)

1 面

## 譲渡所得の内訳書 (計算明細書)【土地・建物用】

名簿番号 \_\_\_\_\_

提出 \_\_ 枚のうちの \_\_

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	( _____ )	フリガナ 氏名	_____
電話番号 (連絡先)	_____	職業	_____

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話 \_\_\_\_\_)

記載上の注意事項

- 平成16年分から、分離長期譲渡所得の100万円の特別控除は廃止になりました。
- 平成16年分から、土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、損益通算することができなくなりました。
- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合  
…… 1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
  - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合  
…… 1面・2面・3面（「4」を除く）・4面

(平成16年分以降用)

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)鉄筋 □金属造 □その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) □標準	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
円 × 0.9 ×	×		= 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の償却率は1面をご覧ください。

(3) 取得費を計算します。

②	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
取得費		

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③	譲渡費用 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円

※ 分離長期譲渡所得の100万円の特別控除は廃止になりました。

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

整理欄

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)鉄筋 □金属造 □その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) □標準	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
円 × 0.9 ×	×		= 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

(3) 取得費を計算します。

②	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
取得費		

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③	譲渡費用 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円

※ 平成16年分から、分離長期譲渡所得の100万円の特別控除は廃止になりました。

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

整理欄

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。  
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（税務署に用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H	J	K
収用代替		①-③-④	$② \times \frac{F}{①-③}$	差引金額 (F-G)	特別控除額 (※)	譲渡所得金額 (H-J)
上記以外		①-④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$			
短期 長期	所・措 法の 条の	円	円	円	円	円

※ 交換・収用代替・居住用財産の買換えなどの特例を受ける場合には、特別控除の適用はありません。

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	L 収入金額	M 必要経費	N 譲渡所得金額 (L-M)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{L}{①}$	
短期 長期	措法 法の 条の	円	円	円

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算明細書」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)日	使用開始(予定)日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。  
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（税務署に用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H	J	K
収用代替		①-③-④	$② \times \frac{F}{①-③}$	差引金額 (F-G)	特別控除額 (※)	譲渡所得金額 (H-J)
上記以外		①-④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$			
短期 長期	所・措 法の 条の	円	円	円	円	円

※ 収用代替や居住用財産の買換えなど特定の特例を受ける場合には、特別控除の適用はありません。

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	L 収入金額	M 必要経費	N 譲渡所得金額 (L-M)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{L}{①}$	
短期 長期	措法 法の 条の	円	円	円

		一連番号
--	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額 ㉔	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※) ㉕	本年分で差し引くことのできなかつた株式等に係る譲渡損失の金額(㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			④ 円
本年の前年分			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※ ㉕(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、㉔(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

通信日付印	年	月	日	索引番号
-------	---	---	---	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額 ㉔	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※) ㉕	本年分で差し引くことのできなかつた株式等に係る譲渡損失の金額(㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			④ 円
本年の前年分			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※ ㉕(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、㉔(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

		一連番号
--	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表(特定投資株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉑の金額)	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉒の金額)	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉓の金額)	④	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	㉔ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	㉕ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額(㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			⑥ 円
本年の前年分			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表㉖へ

※ ㉕(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、㉔(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

通信日付印	年 月 日		索引番号
-------	-------	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表(特定投資株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉑の金額)	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉒の金額)	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉓の金額)	④	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	㉔ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	㉕ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額(㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			⑥ 円
本年の前年分			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表㉖へ

※ ㉕(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、㉔(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長 殿

平成 年 月 日

住 所	〒	フリガナ				
			氏 名	◎		
前回提出時の住所	電話番号 (連絡先)		— —	生年月日	明・大・昭・平	職 業

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No	譲渡をした上場株式等		譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数				特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの		⑦のうち取得期間内に取得した上場株式等の数	⑧譲渡をした特定上場株式等の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等		
	年月日	種 類	銘柄	①譲渡した数	証券業者等の名称	②譲渡直前における保有数	③平成15年1月1日以後に取得した数	④差 引 (②-③)	⑤数	取 得 年 月 日	⑥単 価	⑨選 択 する 数	取 得 対 価 の (⑥×⑨) 円
..				株(口)		株(口)	株(口)	株(口)	..	円	株(口)	株(口)	円
..									..				
..									..				
..									..				
..									..				

(④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。)

(①及び⑦欄の数のうち、いずれか少ない数を⑧欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑬欄の金額を限度とします。)

円

(摘要)	非課税	⑩	既に非課税を適用した額		⑬本年分の非課税適用購入限度額 (⑩-⑪-⑫)
	適用購入限度額	限度額の上限	⑪ 17年分	⑫ 18年分	
		円	円	円	円
		10,000,000			

この欄には書かないでください。 →

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

(新規)

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 上場分. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑩欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄

(平成17年分以降用)

「上場分の⑩欄が赤字の場合で譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 上場分. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑩欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄

「上場分の⑩欄が赤字の場合で譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。)

住所(前住所)フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

1 所得金額の計算

(単位:円)

Table with columns: 未公開分, 内、特定権利行使株式分, 内、特定投資株式分, 上場分, 内、特定権利行使株式分, 内、公開等特定株式分. Rows include: 収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の価値喪失の金額, 差引金額, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。 ※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」(「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。)...

整理欄

(平成17年分以降用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

番号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。)

住所(前住所)フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 内、特定権利行使株式分, 内、特定投資株式分, 上場分, 内、特定権利行使株式分, 内、公開等特定株式分. Rows include: 収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の価値喪失の金額, 差引金額, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。 ※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」(「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。)...

整理欄

(平成16年分以降用)

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)	特例を適用して計算した取得費の金額 円	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式の全株式数 株(口)	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数 株(口)
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数 株	② 1株当たりの取得費 円	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②) 円
		「1 所得金額の計算」の⑨欄へ

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A)-(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に( )書きで記載してください。  
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)	特例を適用して計算した取得費の金額 円	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式の全株式数 株(口)	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数 株(口)
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数 株	② 1株当たりの取得費 円	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②) 円
		「1 所得金額の計算」の⑨欄へ

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日(※1)： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前(※2)の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日(※1)の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前(※2)の特定残株数」は、譲渡の時の直前(※2)における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日(※1)の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。  
 ※1 株式の譲渡が平成16年3月31日以前である場合には、「譲渡の日」を「上場等の日」と読み替えて計算します。  
 ※2 株式の譲渡が平成16年3月31日以前である場合には、「譲渡の時の直前」を「上場等の日の前日」と読み替えて計算します。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A)-(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に( )書きで記載してください。  
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

## 記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。  
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）  
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対  
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続  
 株式の分割・・・・・・・・・・分割  
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡  
 贈与・・・・・・・・・・贈与  
 株式の併合・・・・・・・・・・併合  
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算  
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。  
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「受贈」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。  
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計  
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数  
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。  

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。  
 なお、株式の分割・併合や利益積立金の資本組入れ、利益をもってする株式の消却、減資等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署（資産税担当）におたずねください。

## 記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。  
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込み（特定投資株式の場合には○で囲みます。）  
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対  
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続（受贈）  
 株式の分割・・・・・・・・・・分割  
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡  
 贈与・・・・・・・・・・贈与  
 株式の併合・・・・・・・・・・併合  
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算  
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。  
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「受贈」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑥異動後の株式の総数」欄には、異動後の株式の総数を書いてください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。  
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計  
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数  
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。  

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。  
 なお、株式の分割・併合や利益積立金の資本組入れ、利益をもってする株式の消却、減資等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署（資産税担当）におたずねください。

【平成\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は所在地、フリガナ氏名、電話番号

関与税理士名、(電話)

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 譲渡先住所, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引, 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額.

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産を取得した(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署整理欄, 資産課税部門, 個人課税部門, 純損失(有・無), (平成17年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は所在地、フリガナ氏名、電話番号

関与税理士名、(電話)

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 譲渡先住所, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引, 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額.

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産を取得した(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署整理欄, 資産課税部門, 個人課税部門, 純損失(有・無), (平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (4) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合には、別途「譲渡所得の内訳書(税務署に用意してあります。)」の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 8 rows for calculation steps: 1. Special provisions basis, 2. Separation tax, 3. Loss calculation, 4. Current year net loss, 5. Current year青色申告, 6. Current year白色申告, 7. Carryover standard, 8. Carryover calculation formula.

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成17年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 8 rows for calculation steps: 1. Special provisions basis, 2. Separation tax, 3. Loss calculation, 4. Current year net loss, 5. Current year青色申告, 6. Current year白色申告, 7. Carryover standard, 8. Carryover calculation formula.

(※1) 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
(※2) 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
(※3) 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成16年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

#### 2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。**

**繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。**

この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、平成10年1月1日(その特定譲渡の日が平成12年1月1日以後のときは、その譲渡の日の属する年の前年1月1日)からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

#### 2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの。
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの。

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。**

**繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。**

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

【平成\_\_年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	( )
---------------------------	------------	------	-----

関与税理士名  
(電話 )

【譲渡した資産に関する明細】

		合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
譲渡先住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①		(借入先 ) 円	
譲渡した年月日			年月日	年月日
資産を取得した時期			年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	円
差引(③-④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成17年分以降用)

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	( )
---------------------------	------------	------	-----

関与税理士名  
(電話 )

【譲渡した資産に関する明細】

		合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
譲渡先住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①		(借入先 ) 円	
譲渡した年月日			年月日	年月日
資産を取得した時期			年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	円
差引(③-④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。なお、この場合には、別途「譲渡所得の内訳書」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合には、別途「譲渡所得の内訳書」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成\_\_\_\_年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所（又は事業所事務所居所など）フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

Table with 9 rows and 2 columns: Description and Amount (円). Rows include special provisions, tax-exempt assets, acquisition cost, net loss, and carryover base.

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

（平成17年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成\_\_\_\_年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所（又は事業所事務所居所など）フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

Table with 9 rows and 2 columns: Description and Amount (円). Rows include special provisions, tax-exempt assets, acquisition cost, net loss, and carryover base.

（※1）「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

（※2）「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

（※3）「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

（平成16年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

## 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

## 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書附表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。また、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

## 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

## 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

### 贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

\_\_\_\_ 税務署長殿

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項第28項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	平成 年 月 日
贈与者 被相続人	住所 ( 年 月 日生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額 \_\_\_\_\_円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 \_\_\_\_\_円  
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 \_\_\_\_\_円  
(1-2の金額) \_\_\_\_\_円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 推定相続人 \_\_\_\_\_ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人 \_\_\_\_\_ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

※ 添付書類  
 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)  
 この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書  
 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-A4統一)

### 贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

\_\_\_\_ 税務署長殿

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項第28項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	平成 年 月 日
贈与者 被相続人	住所 ( 年 月 日生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額 \_\_\_\_\_円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 \_\_\_\_\_円  
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 \_\_\_\_\_円  
(1-2の金額) \_\_\_\_\_円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 推定相続人 \_\_\_\_\_ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人 \_\_\_\_\_ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

※ 添付書類  
 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)  
 この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書  
 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

通債日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4第8項適用分)  
 (措法第70条の6第10項適用分)

猶予整理簿	検 算
※	※

\_\_\_\_ 税務署長 殿

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日届出分)について  
 同項の適用を引き続いて受けるので、その貸借権等の設定に関する事項等について同条第12項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
贈与者住所	氏名
被相続人住所	氏名

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計.....① \_\_\_\_\_ ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計.....② \_\_\_\_\_ ㎡

(注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

(注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) \_\_\_\_\_ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) \_\_\_\_\_ ㎡ = \_\_\_\_\_ % (≥80%)  
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4第8項適用分)  
 (措法第70条の6第10項適用分)

猶予整理簿	検 算
※	※

\_\_\_\_ 税務署長 殿

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日届出分)について  
 同項の適用を引き続いて受けるので、その貸借権等の設定に関する事項等について同条第12項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
贈与者住所	氏名
被相続人住所	氏名

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計.....① \_\_\_\_\_ ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 等( ) (作物名等)		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計.....② \_\_\_\_\_ ㎡

(注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

(注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) \_\_\_\_\_ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) \_\_\_\_\_ ㎡ = \_\_\_\_\_ % (≥80%)  
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------